

雇用関係の先取特権の存在について、申立人が証明すべき事実及び一般的な証明文書の例

1 証明すべき事実

- <給料債権を請求する場合>
 - 雇用契約の存在
 - 給料額の定め
 - 労務の提供
- <退職金を請求する場合>
 - 雇用契約の存在
 - 退職の事実
 - 退職金の定め
- <解雇予告手当を請求する場合>
 - 雇用契約の存在
 - 即時解雇及び退職の事実
 - 平均賃金の額

2 証明文書

- <雇用契約の存在>
 - 雇用契約書
 - 労働者名簿
 - 雇用保険申請書
- <給料額の定め>
 - 賃金台帳
 - 過去の給料明細書
 - 給料明細の記載された給料袋
 - 給料の銀行振込みを証明する預金通帳等
 - 所得税源泉徴収票
 - 就業規則等の賃金規定
 - 債務者作成の未払給料明細書（印鑑証明書付）
 - 給料辞令
- <労務の提供>
 - 出勤簿
 - 勤務日程表
 - 勤務日数が記載された過去の給料明細書
- <退職の事実>
 - 解雇通知書
 - 離職証明書
- <退職金の定め>
 - 就業規則
 - 退職金規定
 - 過去の退職金明細書
 - 債務者作成の未払退職金明細書（印鑑証明書付）
- <即時解雇の事実>
 - 解雇通知書
- <平均賃金の額>
 - 過去3箇月分の賃金台帳
 - 過去3箇月分の給料明細書